



2024年11月25日

各位

会社名 大日本塗料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 里 隆幸  
(コード番号 4611 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 永野 達彦  
(TEL 06-6266-3102)

### 当社の一部 JIS 認証製品に係る出荷自粛について

当社は、2023年10月26日に公表いたしました当社連結子会社における不適切行為について、JIS 認証機関である一般財団法人日本塗料検査協会（以下、「日本塗料検査協会」といいます。）より 2024年3月7日付で、JIS マーク表示の一時停止解除の通知を受領しました。

当社においては一時停止解除以後も不適切行為の再発防止活動に取り組んでおりましたが、同活動を進める中で外注管理に係る社内ルールの逸脱等を新たに確認し、当該事象を日本塗料検査協会へ報告しました。その後、日本塗料検査協会による臨時審査において当該事実が確認されるとともに一時停止の処分が見込まれており、同協会より、その処分に先立って対象製品に係る JIS マーク表示製品としての出荷の自粛を要請されました。これを受けて、当社は、対象製品に係る JIS マーク表示製品としての出荷を自粛することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自粛内容

##### (1)対象製品

出荷自粛の対象となる製品は、別紙のとおりです。

##### (2)実施日

出荷自粛の実施日は、2024年11月26日となります。11月25日まで JIS マーク表示製品として出荷いたします。尚、日本塗料検査協会からの正式な処分などお知らせすべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

## 2. 確認された事象

当社は、再発防止活動を進める中で、以下の事案 A および事案 B を確認いたしました。

### 事案 A

JIS 認証製品においては、主剤・硬化剤ともに製品ラベルにおける JIS マークの表示が認められております。一方、当社では外注先製造会社において製造された硬化剤については JIS マークを表示しない旨の社内ルールを独自に定めておりました。しかしながら、今般、外注先製造会社で製造された一部の硬化剤について、当社の社内ルールから逸脱し、JIS マークを表示した製品が出荷されていた事象を確認しました。事象を確認した当社製品は、下表のとおりです。

認証区分	製品名
JIS K5551	エポオール 淡彩色 (硬化剤)
	エポオール Z 淡彩色 (硬化剤)
	エポオール#65 淡彩色 (硬化剤)
	エポオール#65-W 淡彩色 (硬化剤)
JIS K5659	V TOP H INTERMEDIATE COAT (HARDENER)

尚、本件は製品ラベルの誤表示に係るものであり、かつ対象硬化剤を製造した外注先製造会社は JIS 認証製品の外注製造先として適切に承認された会社であったことから、対象硬化剤の組成および品質に問題はないものと判断しております。

### 事案 B

JIS 認証製品においては、その製造を外注先製造会社に委託する場合、あらかじめ当該製造会社を日本塗料検査協会に申請する必要があります。しかしながら、今般、当該申請を行っていない外注先製造会社に対して JIS 認証製品 (硬化剤) の製造を委託し、当該製品に JIS マークを表示して製品が出荷されていた事象を確認いたしました。事象を確認した当社製品は、下表のとおりです。

認証区分	製品名
JIS K5551	エポニックス#10 下塗 ねずみ色
	エポニックス#20 下塗 赤さび色、ねずみ色
	エポニックス#30 下塗 HB 赤さび色

尚、対象硬化剤については、出荷前製品検査の実施記録を確認した結果、規格値を逸脱した実績が無かったことから、対象硬化剤の組成および品質に問題はないものと判断しております。

### 3. 出荷自粛による影響

(1) 今後の製品販売について

JIS マーク非表示製品の準備が整い次第、販売させていただきます。

(2)業績への影響

現在精査中につき、本件が当社グループの業績に与える影響につきまして、重要な事由が判明した際には、速やかに公表いたします。

### 4. 今後の対応

当社は、日本塗料検査協会による臨時審査を現在も受審中です。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

### 5. お詫び

この度、不適切行為の再発防止活動に取り組むなか、再びお取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけする結果となり、心よりお詫び申し上げます。当社では、今回の事態を重大なものとして受け止め、全力を挙げて信頼回復に向けて取り組んでまいります。

以上

別紙) 出荷自粛対象製品一覧および不適切行為対象製品

【事案 A】 外注製造会社に対して、当社が定めた製造・品質管理規定とは異なる委託指示が出されていた。

・対象製品は下表の 5 製品です。

【事案 B】 JIS 認証の申請に含まれていない外注製造会社に対して、一部の JIS 認証製品硬化剤の製造を誤って委託していた。

・対象製品は下表の 3 製品です。

出荷自粛対象製品			不適切行為 対象製品		備考	
JIS No.	種類・等級	製品名	事案 A	事案 B		
JIS K5551 構造物用 さび止めペ イント	A 種	エポニックス#10 下塗		●	事案 B 対象：ねずみ色	
	B 種	エポニックス#20 下塗			●	事案 B 対象：赤さび色、ねずみ色
		エポニックス#30 下塗				
		エポニックス#30 下塗 HB			●	事案 B 対象：赤さび色
		EPONICS#20UNDER CORT				
		C 種 1 号	エポオール#40 下塗			
	エポオールスマイル					
	エポオールスマイル SQ					
	エポオール			●		事案 A 対象：淡彩系調色品
	エポオール#65			●		事案 A 対象：淡彩系調色品 (2023 年 9 月に認証辞退)
	エポオール Z			●		事案 A 対象：淡彩系調色品
	EPOALL					
	EPOALLZ					
	C 種 2 号	エポオール#40 下塗				
		エポオールスマイル				
		エポオールスマイル SQ				
		エポオール		●		事案 A 対象：淡彩系調色品
		エポオール#65		●		事案 A 対象：淡彩系調色品 (2023 年 9 月に認証辞退)
		エポオール#65-W		●		事案 A 対象：淡彩系調色品 (2023 年 9 月に認証辞退)
		エポオール Z		●		事案 A 対象：淡彩系調色品
EPOALL						
EPOALLZ						

<b>JIS K5659</b> 鋼構造物用 耐候性塗料	A種 上塗り塗料 1級	V フロン#100H 上塗			
		V フロン#100H スマイル上塗			
		SQ 鉄塔用			
		V フロン HB			
		V フロン#100H 上塗 IG			
		V フロン#100H スマイル上塗 IG			
		V フロン#100H スマイル上塗 Re			2024年8月に認証取得
	V フロン HB スマイル				
	A種 上塗り塗料 3級	V トップ H 上塗			
		V トップ H スマイル上塗			
		V トップ HB			
		V トップ HB スマイル			
		V-TOP H TOP COAT			
	A種 中塗り塗料	V フロン#100H 中塗			
		V フロン#100H スマイル中塗			
		V トップ H 中塗			
		V トップ H スマイル中塗			
		V-TOP H INTERMEDIATE COAT	●		事案 A 対象：調色品